

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	7-2
処分の種類	規則、合併の認証の取消			
根拠法令条例等・条項	宗教法人法第80条第1項			
処分の概要	規則又は合併の認証を行った場合において要件を欠いていると判明したときは、認証書を交付した日から1年以内に限り、認証を取消することができること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】宗教法人法第80条第1項 (認証の取消し) 第八十条 所轄庁は、第十四条第一項又は第三十九条第一項の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四条第一項第一号又は第三十九条第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			